広報

大野郡5町2村合併協議会

合併協議会だより

第10回合併協議会を大野町で開催

2月26日、第10回大野郡5町2村合併協議会が大野町の「大野町中央公民館」で開催され、多くの方々が傍聴されるなか、5項目の協定項目の協議が行われ、8項目の協定項目が提案されました。



協議項目内容

協議会は、継続協議となっていた「財産の取扱い」と新規協議「広報・広聴の取扱い(その1)」・「障害者福祉事業の取扱い」・「健康づくり事業の取扱い」・「上下水道事業の取り扱い(その1)」が、協議されました。また、「電算システムの取扱い」・「消防防災事業の取扱い」・「交通対策事業の取扱い」・「建設事業の取扱い(その1)」・「上下水道事業の取扱い(その2)」・「地籍事業の取扱いについて」・「定住促進事業の取扱い」・「その他の事業の取扱い(その1)」が提案されました。

2004 第**9号** ^{平成16年3月}

第10回合併協議会

協議内容

<継続協議の協定項目>

「財産の取扱いについて」は、第6回協議会(12月25日)で提案され、第7回協議会(1月15日)・第8回協議会(1月29日)・第9回協議会(2月12日)の3回協議が行われましたが、継続協議となっておりました。今回の協議会で再々協議が行われ基金の持ち寄り額について「平成15年度の標準財政規模の20%以上の基金を持ち寄る」の文言の修正追加があり、確認されました。

協定項目第5号「財産の取扱いについて」

提案内容(当初)

- ①5町2村の所有する財産、公の施設及び債務は すべて新市に引き継ぐ。なお、合併までの残さ れた期間、市の財政運営を展望し、適正な財政 執行に努めるとともに基金の活用については、 最小限にとどめ、必要な保有額の確保に努める。
- ②大野郡5町2村が所有する山林については、すべて新市に引き継ぐ。なお、関係町村が締結している分収林契約についても新市に引き継ぐものとする。

確認された内容

- ①5町2村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐ。なお、合併までの残された期間、新市の財政運営を展望し、適正な財政執行に努める。また、基金の持寄り額は、財政調整用基金については、平成15年度標準財政規模の20%以上の額とし、その他の基金については合併時に最大限持寄るものとする。
 - ②大野郡5町2村が所有する山林については、すべて新市に引き継ぐ。なお、関係町村が締結している分収林契約についても新市に引き継ぐものとする。

上記確認に伴い、協定項目協議にかかる協議書の締結が確認されました。

大野郡5町2村合併協議会協定項目協議にかかる協議書

大野郡5町2村は、合併後の新しい自治体において、健全かつ 効率的で持続的な行財政運営を行うという共通認識に立ち、次の 協定項目について協議書を結ぶものである。

詣

1. 協定項目の内容

[協定項目第5号] 財産の取扱いについて(基金の取扱い)

- 2. 協議結果の内容
- (1)財政調整用基金は、財政調整基金に準じたもので、平成 15年度中期財政計画において計上した基金をいい、その 持寄り額については、平成15年度標準財政規模の20% 以上の額とする。
- (2) その他の基金については、合併時に最大限持寄るものとする。
- (3) 大野郡5町2村の事業調整については、社会資本の整備 状況を勘案し、新市において行うものとする。

三重町長 芦 刈 幸 雄 清川村長 森 健 山中 博 緒方町長 朝地町長 羽田野 昭太郎 大野町長 佐 伯 和 光 千歳村長 阿南 宏 犬飼町長 山 村 昭 三

平成16年度末財政調整用基金の状況

(単位;千円)

(平屋,111)			
	平成16年度 未 残 高	平成15年度 標 準 財 政 規 模	割合
三重町	1,000,314	4,111,213	24.33%
清川村	603,942	1,146,340	52.68%
緒方町	592,618	2,681,884	22.10%
朝地町	281,215	1,392,356	20.20%
大野町	493,897	2,158,575	22.88%
千歳村	291,889	1,037,712	28.13%
犬飼町	602,623	1,532,462	39.32%
計	3,866,498	14,060,542	27.50%

※平成15年度標準財政規模は、広域連合分 (518,690千円)を除いた数値である。

<新規協議の協定項目>

新規協議の「広報・広聴の取扱い(その1)」・「障害者福祉事業の取扱い」・「健康づくり事業の取扱い」・「上下水道事業の取り扱い(その1)」の4協定項目が次のように確認されました。

協定項目第28-1号

「広報・広聴の取扱いについて」(その1)

(広報関係)

- ① 広報紙は、月1回発行する。 発行日、配布方法等については、合 併時に統一する。
- ② その他の広報資料は、新市において調整する。

(広聴関係)

① 行政座談会、行政相談、意見箱等については、新市において調整する。



開催地あいさつをする佐伯和光大野町長

協定項目第31号

「障害者福祉事業の取扱いについて」

① 障害者計画については、新市において策定し制度の充実を図る。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。

- ② 国又は県の制度に基づき実施している事業については、新市において引き続き実施する。
- ③ 障害福祉年金等町村独自の事業については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として実施するように合併までに調整する。

大勢の方々が傍聴しました。

協定項目第39号

「健康づくり事業の取扱いについて」

健康づくり事業については、事業内容に差異のないものは現行のとおり新市に引き継ぎ、差異のあるものは合併までに調整することを基本とし、制度・事業の再検討を行い、地域性と地域間の均衡に考慮しつつ、質の高いサービスを目指す。

- ①健康づくり事業に関する各種計画については、現在策 定されている計画を新市において策定する計画に反映 させるものとする。
- ②救急医療体制については、現状を踏まえ新市において 総合的に検討する。ただし、三重町外5カ町村休日夜 間急患センターについては、合併までに調整する。
- ③母子保健事業については、合併までに調整し新市において 統一する。
- ④老人保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。なお、個人負担金を要する事業については、金額を統一する。
- ⑤予防接種事業については、合併までに調整し新市において統一する。
- ⑥結核検診事業については、合併までに調整 し新市において統一する。
- ⑦精神保健福祉事業については、合併までに調整し新市 において統一する。
- **⑧その他の保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。**

下線部分が追加されました。

協定項目第45-1号 「上下水道事業の取り扱いについて」(その1)

- ① 水道事業の取扱いについて
 - ・水道事業については、新市に移行し、詳細は合併・下水道事業については、新市に移行し、詳細は までに調整する。
 - ・水道料金は現行のとおりとし、新市において、住 民生活に支障のないよう、合併後5年を目途に、 調整しながら一本化を図る。
 - ・手数料については、合併時に統一する。
 - ・料金の算定方法等は、現行のとおりとし水道料金 一本化の時に統一する。
 - ・徴収方法は三重町の例により、合併時に統一する。
 - ・給水加入金・給水装置工事方法については、合併・使用料の徴収方法、工事の実施方法・費用負担 時に統一する。
 - ・飲料水給水施設設置補助は合併時に統一する。
 - ・給水装置工事事業者の指定は合併時に統一する。

- ②下水道事業の取扱いについて
- 合併までに調整する。
- ・手数料については、公共下水道は現行のとおり とし、農業集落排水事業は合併時に統一する。
- ・使用料及び使用料の算定方法については、現 行のとおりとする。
- ・維持管理方法は、公共下水道は現行のままとし、 農業集落排水事業は合併時に統一する。
- は合併時に統一する。
- ・加入金(分担金)は現行のとおりとする。

<提案された協定項目>

協定項目第23号

「電算システムの取扱いについて」

電算システム統合については、次の基本的考え 方により、合併時にシステムを統一する。

- ① 住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併 時からの確実かつ安定稼動を最優先としたシス テム統合に努める。
- ② 個人情報保護など住民情報の安全性を優先した システムの構築を図る。
- ③ システム導入にあたっては、可能な限り初期コ ストの圧縮を図るとともに、導入後の運用面に おける経費も考慮する。

⑤ 出動体制については、合併までに組織に合わ せて調整する。

- ⑥ 現有の消防施設及び資機材については、新市 に引き継ぐ。
- ⑦ 年間行事については、新市において調整する。
- ⑧ 消防相互応援協定については、新市において 調整する。
- ⑨ 消防団員の報酬及び費用弁償については、現 行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合 併までに統一する。
- ⑩ その他、軽微な事項については、合併までに 調整する。

〔防災事業の取扱い〕

- ① 防災会議及び水防会議については、合併時に 新たに設置し、新市において速やかに地域防 災計画及び水防計画を策定する。
- ② 災害予防及び災害時対策は、合併までに調整 し体制を確立する。

〔防災行政無線等の取扱い〕

- ① 現行の防災行政無線については、新市に引き 継ぎ、住民生活に支障がないよう調整する。
- ② 未整備地域の防災行政無線設置については、 新市において調整する。
- ③ 緒方町のオフトーク通信、大野町のCATV にかかる音声告知システムについては、現行 のとおり新市に引き継ぐ。

協定項目第26号

「消防防災事業の取扱いについて」

〔消防事業の取扱い〕

- ①消防団は、合併時に統合する。
- ② 消防団の定数は、合併時は5町2村の定数の合計 とし、消防団員は、原則として新市に引き継ぐ。 ただし、団員資格の年齢要件については、18歳 以上の者とする。
- ③ 組織については、合併時は現行の消防団を支団 (仮称) とする連合消防団制とし、団長1人、支 団長7人、副支団長7人を置く。支団の名称に ついては、合併までに調整する。
- ④ 新市の消防団の定数及び組織については、速やか に消防計画を策定し調整する。



協定項目第29号

「交通対策事業の取扱いについて」

- ① 地方バス路線維持費補助制度については、新市に引き継ぐ。
- ② コミュニティバス、福祉バス及びスクールバスについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、運営形態を含み運行全般にわたり、 新市において調整する。

協定項目第44一1号

「建設事業の取扱いについて」(その1)

- ① 都市計画の取扱いについて
 - ・都市計画区域等は現行のまま新市に引き継ぐ。

協定項目第45-2号

「上下水道事業の取扱いについて」(その2)

- ③ 浄化槽設置事業の取扱いについて
 - ・浄化槽設置事業は、現行のとおり新市に引き 継ぎ、段階的に浄化槽市町村整備推進事業 (市町村設置型) に移行する。但し、使用料に ついては、新市において調整する。
 - ・浄化槽設置者助成金は、合併時に廃止する。



協定項目第50号

「地籍調査事業の取扱いについて」

・地籍調査事業については、新市に引き継ぐ。

協定項目第51号

「定住促進事業の取扱いについて」

- ① 定住促進条例については、合併時に廃止する。 ただし、合併前に大野郡5町2村の条例の適 用を受け合併時に助成期間が満了していない ものについては、現行の制度を保障する。
- ② 出産祝金制度については、県の助成制度が存続される場合において、新たな条例を制定し新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。
- ③ 住宅補助制度については、住宅の新築及び増 改築補助に限り、合併前の過疎・辺地地域を 対象に新たな条例を制定し、当分の間新市に 引き継ぐ。その内容については、合併時に統 一する。
- ④ 空き家は年々増加しており、その対策については、定住促進を図るとともに景観の保全、防犯対策にも通じ、新市における大きな課題の一つである。

したがって、新市において抜本的な対策を講 ずる。

協定項目第52一1号

「その他の事業の取扱いについて」(その1)

(エネルギー対策の取扱い)

- ① 電源立地地域対策交付金事業及び石油貯蔵施 設立地対策等交付金事業については、新市に 引き継ぐ。
- ② 太陽光発電システム設置事業については、新市において調整する。



新しい市の名称を募集しています

三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町で構成する大野郡5町2村合併協議会では、新しい市の名称を募集しています。

募集期間 平成16年 2月1日(日)から平成16年 3月31日(水)まで

募集 方法▶ 官製はがき、FAX、電子メール、応募用紙(各町村役場等に配布)

応募 資格 ▶ 年齢制限なし · 居住地制限なし · 1人1点の応募に限る

名前の表し方▶ 漢字名(ふりがな明記)、ひらがな名、カタカナ名を問わない。 また、その組み合わせも自由とする。

応募記載の内容▶ 新市の名称、命名の理由、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号

応募上の注意事項 ▶ 現在の7町村の名称の単独使用不可

選 定 の 基 準▶ ① 地域をイメージでき、特長を表す名称。

- ② 地域の歴史、文化にちなんだ名称。
- ③ 対外的にアピールでき、知名度の向上が期待できる名称。
- ④ 新市のビジョンや地域住民の理想・願いにちなんだ名称。
- ⑤ 新市として希望が持て、発展を願う名称。
- ⑥ その他新市にふさわしい名称。

(懸賞等について)

- ■名付け親賞・・・・1名(採用した名前の応募が複数の場合は抽選)10万円相当の商品券
- ■特別賞(上記抽選にもれた者も含む)・・・・10名以内 1人1万円相当の商品券

(提出先)

- 官製はがき又は応募用紙の場合・・・・・・大野郡5町2村合併事務局 新市の名称募集係まで 〒879-7152 大野郡三重町大字百枝1086番地の35 大原総合体育館2階 【応募用紙は7か町村役場 合併担当課(役場窓口)にも置いてあります】
- FAXの場合・・・・・・・0974-26-4148 (大野郡 5 町 2 村合併協議会事務局)
- 電子メールの場合・・・・・・大野郡5町2村合併協議会ホームページ

合併協議会は公開しています

協議会は、1月から毎月2回開催で、関係町村持ち回りで開催しています。都合により日程を変更することがありますので、傍聴をされる方は事務局にご確認のうえお越しください。

協議会の予定

第12回協議会 3月25日(木) 午前10時

場所/犬飼町中央公民館大集会室

第13回協議会 4月8日(木)午後1時30分

場所/三重町中央公民館体育室

第14回協議会 4月22日(木) 午後1時30分

場所/清川村中央公民館大集会室

幹事会も公開しています

下記の日程で幹事会を開催しています。 都合により日程を変更することがありますの で、 傍聴をされる方は事務局にご確認のうえ お越し下さい。

幹事会の予定

第11回幹事会 3月18日 (木) 午前10時

場所/大原総合体育館研修室

第12回幹事会 4月1日(木)午後1時30分

場所/大原総合体育館研修室

第13回幹事会 4月15日(木)午後1時30分

場所/大原総合体育館研修室

編集・発行/大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35(フレッシュランドみえ内) ホームページアドレス http://www.ohnogun-gappei.jp Eメール info@ohnogun-gappei.jp TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148